住民とのワークショップ scene-3

住民:ハードもダメ、ソフトもダメ・・・

先生、わしらはどうすればいいんだ??

片田:完全な安全が欲しいのであれば、

ここから出て行くしかありません。

41

住民とのワークショップ scene-4

無論、集落を離れさせることが真意ではないことを説明。 ハード・ソフト両面を少しでも改善する努力を当局に要請。 しかし、居住継続のなかでの根本的解決策は無いことを説明。

そして、この地が今日まで永年継続してきた事実を提示。

片田:なぜ、この地が度々土砂災害に見舞われながらも 今日まで続いてきたのか、わかりますか?

住民:

42

住民とのワークショップ scene-5

災いをやり過ごす知恵、災害文化の存在を指摘。

抜本的解決策は無いことを確認しつつも、災害文化によって地域 が継続した事実に希望を見いださせる。

災害文化の風化、行政への過剰な依存体質について現状認識させる。

災いをやり過ごす知恵の積極的利用と継承のみが取り得る手段と 自覚させる。

片田:今ここで知恵を風化させてしまったら、子・孫は災いを やり過ごす知恵を知らぬまま、土砂災害の危険がある この地に住み続けることになるのです。

住民:!!!

防災マップの作成

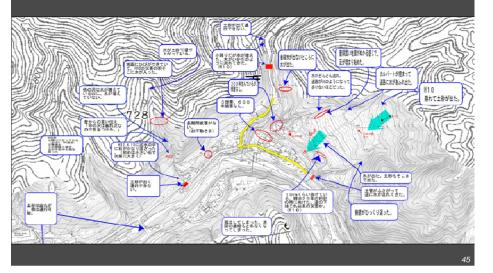


粟沢地区特有の予兆現象をまとめる

43

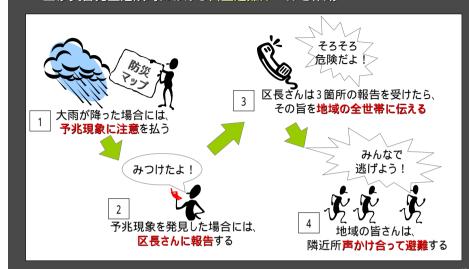
できあがった防災マップ

過去の災害時に,どんなことが地域に起こったのか? 先祖から地域に伝わる『言い伝え』などをマップ上に記入



自主避難体制の検討

できあがった防災マップを活用した、十砂災害発生危険時における自主避難ルールを作成



完成した避難マニュアル

防災マップと一緒に, 粟沢地区の全世帯に配布

栗沢地区自然災害等避難マニュアル

粟沢区

1・趣 旨

自然災害(寮雨、地震、寮省等)発生の恐れが生じた時は、栗沢地区防 災マップ及び本マニュアルに沿って対応し、地区内から人身災害を出さな い事を理念とする。

2・役員体制

- 災害時避難場所

災害時の連續揚所は、過去の歴史的自然災害現象事例の検証から 最も安全性の高い場所として栗沢会館近辺が最良なので、避難揚所は 栗沢会館とする。

尚、小向地区については、災害状況によって小向不動尊、及び奥利模 スキー場等も避難場所とする。

- 4・住民個々の異常時の点検確認及び連絡体制
- イ、 長期に渡る大田や虹期間の集中豪田、地震等で自然災害発生の恐れが 生じた時は、各自、家の近辺を身辺に注意しながら点検確認をする。
- ロ、 点検確認の結果、マップに記載してある前触れ現象、沢の水位が急に 上がる、大きい石が転がる等の事例を確認したら、変ちに区長(本部長) に連絡すると同時に隣近所に声をかける。
 - 尚、緊急を要すると思われる時はその時点で自主避難する。
- ハ、 豪雪による災害発生の恐れが生じた時は、その具体的な状況を 解告する。

5・災害本部長(区長)の対応

本部長は、事前に各紙別の居住者を把握しておき、それを部員 (組長) に徹底し避難時に取り残しの無いようにする。

- イ、 地区住民から、災害の前触れ現象の情報が一つでも寄せられたら 各役員に連絡し、注意と特権を要請する。
- ロ、 地区住民から、災害の前無れ現象の情報が三つ寄せられたら直らに 各役員に連絡し、住民に対して自主遊離の手配をする。 同時に災害対策本部を要災会値に設置し役員を将集する。
- ハ、 豪雪等による災害の恐れの報告は、その状況により判断する。
- 6・住民の対応

自主連難要請が発令されたら、躁近所に声を掛け合いながら直ちに 指定の場所に避難する。

特に高齢者及び子供の避難は、近隣者が協力して行い、逃げ遅れの無い 様に注意する。

7 - 運動養産型(1.9%

突然の自然災害に何時でも冷静な対応が出来るように、防災マップ 及び本マニュアルに添った避難訓練を、毎年学校の夏休み募削中に 実施する。

日程、訓練方法等については事前の区役員会議できめる。

その他、火災事故についても本マニュアルに該当する箇所は、これに 速じて対処する。

特記事項

本マニュアルは、住民総業の元に決定作成されたものである。 しかし、予測される災害等緊急時にマニュアルに振って避難指示を発令 自主連難を要請したとしても、法律的な拘束力に基づくものではなく、 駅くまでも自己責任においてなされるものである。

従って、遊儺の際に事故等が生じたとしても当該役員に対する責任は 一切生じない事を総斎の確認とする。

平成18年3月 31 日 決定

完成した避難マニュアル(一部抜粋)

趣旨

自然災害の発生のおそれが生じた時は、粟沢地区防災マップ及び本マニュアルに 沿って対応し、地区内から人身災害を出さない事を理念とする。

住民個々の異常時の点検確認及び連絡体制

- ・自然災害の発生が生じた時は、各自、身辺に注意しながら点検確認をする。
- ・点検確認の結果、マップに記載してある前触れ現象等を確認したら、直ちに区長に 連絡すると同時に、隣近所に声をかける。尚、緊急を要すると思われるときは自主 避難する。

災害本部長(区長)の対応

- ・災害の前触れ現象の情報が一つでも寄せられたら、注意と待機を要請する
- ・災害の前触れ現象の情報が三つ寄せられたら、住民に対して自主避難の手配をする。

住民の対応

・自主避難要請が発令されたら、隣近所に声を掛け合いながら直ちに指定の場所に 避難する。

辞難訓練

・防災マップ及び本マニュアルに添った避難訓練を毎年学校の夏休み期間中に実施。

48